

上越市生活困窮者のための短期入所サービス超過額助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険におけるサービス超過額を助成することにより、経済的負担の軽減を図るため、介護保険サービスの被保険者等に対し、予算の範囲内で交付する助成金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「サービス超過額」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第43条及び第55条に規定する1月の支給限度額（以下「支給限度額」という。）を超過した額をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる人及び団体は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれにも該当する人（以下「対象被保険者」という。）

ア 法第19条の規定により要介護認定又は要支援認定を受けている人

イ 支給限度額を超過して短期入所の施設利用が必要と市長が認める人

ウ 介護者の死亡、出産その他のやむを得ない理由により、一時的に施設入所が必要と市長が認める人

エ 上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証の交付を受けている人又は生活介護法（昭和25年法律第144号）の規定による介護扶助を受けている人

(2) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という。）を行う事業者のうち対象被保険者を受け入れ、かつ、対象被保険者のサービス超過額の全部又は一部の減免を行う事業者（以下「助成対象事業者」という。）

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる人及び団体の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 対象被保険者 サービス超過額（支給限度額を超えて短期入所生活介護等を利用した

日数が7日を超える場合は、サービス超過額の7日分に当たる額)

(2) 助成対象事業者 利用を受け入れる対象被保険者に係るサービス超過額 (利用を受け入れる対象被保険者が支給限度額を超えて短期入所生活介護等を利用した日数が7日を超える場合は、サービス超過額の7日分に当たる額) のうち減免を行った額

2 前項の規定にかかわらず、対象被保険者又はその介護者の心身の悪化その他のやむを得ない理由により市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に10分の9を乗じて得た額とする。ただし、対象被保険者のうち生活保護法の規定による介護扶助を受けている人又はその利用を受け入れる事業者の場合は、当該対象被保険者の助成対象経費の全額とする。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、生活困窮者のための短期入所サービス超過額助成金交付申請書 (第1号様式) に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象被保険者 次に掲げる書類

ア 助成対象事業者が発行する領収書又は助成対象事業者が対象被保険者から利用者負担金を受領したことを確認できる書類 (助成対象事業者が対象被保険者から利用者負担金を受領したことを確認できない場合に限る。)

イ 居宅サービス計画書

ウ 居宅サービス利用票 (兼居宅サービス計画)

エ 居宅サービス利用票別表

オ 上越市介護保険サービス利用者負担金助成事業の認定証又は生活保護被保護者証

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 助成対象事業者 次に掲げる書類

ア 居宅サービス計画書

イ 居宅サービス提供票

ウ 居宅サービス提供票別表

エ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときはこれを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは生活困窮者のための短期入所サービス超過額助成金交付^{決定}通知書 (第2号_{却下}様式) により通知するものとする。

(実績報告の特例)

第7条 この要綱に基づく助成金に係る規則第8条第1項の規定による実績報告は、前条第1項の規定により提出する申請書に同項第1号又は第2号の書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

(受領委任)

第8条 助成金の交付の決定を受けた人は、短期入所生活介護等のサービスを受けた事業者に助成金の受領を委任することができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

上越市生活困窮者のための短期入所サービス超過額助成金申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり申請します。

申請者	氏名											㊟
	住所	〒 -										電話番号 - -
対象被保険者	被保険者番号					個人番号					号	
	フリガナ					生	年		月	日		
	氏名					㊟	明治・大正・昭和		年	月	日	
	要介護度	要介護	1	2	3	4	5	要支援	1	2		
	住所	〒 -										電話番号 - -
	区分	上越市介護保険サービス利用者負担金助成事業の認定証								有・無		
			生活保護の被保護者証								有・無	
内容	サービス超過月に係る入所期間	年 月 日～ 年 月 日										
	限度額超過期間	年 月 日～ 年 月 日										
	超過期間中に利用した施設名											
	限度額超過額（全額で記入）											円
	助成申請額											円
	限度額を超過した理由											
助成金払込口座	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合 労働金庫								本店 支店 出張所		
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座番号								
	フリガナ											
	口座名義人											

備考

1 添付書類

(1) 対象被保険者 次に掲げる書類

- ・ 助成対象事業者が発行する領収書又は助成対象事業者が対象被保険者から利用者負担金を受領したことを確認できる書類（助成対象事業者が対象被保険者から利用者負担金を受領したことを確認できない場合に限る。）
- ・ 居宅サービス計画書
- ・ 居宅サービス利用票（兼居宅サービス計画）
- ・ 居宅サービス利用票別表
- ・ 上越市介護保険サービス利用者負担金助成事業の認定証又は生活保護被保護者証
- ・ その他市長が定める書類

(2) 助成対象事業者 次に掲げる書類

- ・ 居宅サービス計画書
- ・ 居宅サービス提供票
- ・ 居宅サービス提供票別表
- ・ その他市長が定める書類

2 この要綱に基づく助成金の受領を助成対象事業者に委任するときは、次の委任欄に記入し、署名及び押印をしてください。

委 任 欄

この要綱に基づく助成金の受領に係る権限を次の事業者に委任します。

申請者 氏 _____ 名 ㊟

事業者 名称及び代表者 _____ ㊟

住 _____ 所 _____

電 話 番 号 _____

第2号様式（第6条関係）

上越市生活困窮者のための短期入所サービス超過額助成金交付 ^{決定} 通知書
_{却下}

第 号
 年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった上越市生活困窮者のための短期入所サービス
 と お り 決 定
 超過額助成金の交付について次の _{理由により申請を却下} したので通知します。

対 象		被 保 険 者 番 号	
		限 度 額 超 過 額	円
決定・却下の別	<input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 却下	助 成 金 額	円
却 下 の 理 由			
助成金払込口座			
金融機関名			
支 店 名			
預 金 種 目			
口 座 番 号			
口座名義人			
支 払 日	年 月 日		